

今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金の手引き

1 申請について

- ・当補助金は**先着順**となります。
- ・合宿等の日程・宿泊先が決まりましたら、事前にメールまたは電話にて申請の可否等についてご相談ください。
- ・申請書は今治市ホームページよりダウンロードし、合宿等の実施 14 日前までにご提出ください。

(提出書類)

- ・今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ・今治市大学ゼミ合宿等支援事業実施計画書（様式第 2 号）
- ・合宿等参加者予定名簿
- ・合宿等予定行程表
- ・その他市長が必要と認める書類

- ・補助対象となる条件は以下のとおりですので、提出前にご確認ください。

①対象者

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る）のいずれかが組織するゼミ等の任意団体

②対象活動

市内宿泊施設への宿泊を伴う今治市のまちづくりに資するゼミ合宿やフィールドワーク
具体例）過疎地域における地域振興を目的としたフィールド調査
今治市の地場産業に関する工場見学やインタビュー調査
農水産物の育成や保全に関する実践演習 など

なお、以下のものについては条件を満たさないものとみなします。

- ・教員等の引率がないもの
- ・宿泊人数が 4 人以下であるもの
- ・国又は地方公共団体が主催又は共催するもの（他の補助金が重複して交付されないもの）

③対象経費および補助金額

市内宿泊施設の宿泊利用料 × 1 / 2（1,000 円未満の端数切り捨て）

1 人 1 泊当たり上限額 3,000 円（ただし、合宿等の実施中に企業等への訪問を行う場合は 5,000 円） なお、1 団体あたりの上限額は 1 会計年度につき 100,000 円とします。

※宿泊施設について・・・旅館業法第 3 条に定められた許可を受けている市内の宿泊施設、
または住宅宿泊事業法第 3 条に定められた届出を行っている市内の宿泊施設。

※補助上限額の増額対象となる企業・・・今治市内に事業所を有し、今治市内を就業場所として申請年度中に求人を行う事業者。求人については、原則ハローワークの求人情報検索にて確認いたしますが、民間の求人情報サイトのみ掲載されている場合は別途ご相談ください。

(参考・・・ハローワーク インターネットサービス：求人情報検索)

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/kensaku/GECA110010.do?action=initDisp&screenId=GECA110010>

計算例 1) 15 人の宿泊で宿泊利用料合計が 101,000 円の場合

$101,000 \text{ 円} \times 1 / 2 = 50,000 \text{ 円}$ (1,000 円未満切り捨て)

$50,000 \text{ 円} \div 15 \text{ 人} = 3,333 \text{ 円} > 3,000 \text{ 円}$ (補助上限額)

$3,000 \text{ 円} \times 15 \text{ 人} = 36,000 \text{ 円}$

申請額 = 36,000 円

計算例 2) 10 人の宿泊で企業訪問を行い、宿泊利用料合計が 80,000 円の場合

$80,000 \text{ 円} \times 1 / 2 = 40,000 \text{ 円}$

$40,000 \text{ 円} \div 10 \text{ 人} = 4,000 \text{ 円} < 5,000 \text{ 円}$ (補助上限額)

$4,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 人} = 40,000 \text{ 円}$

申請額 = 40,000 円

- ・内容を審査し事務処理が完了した際は、速やかに今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)にて通知(郵送)いたします。
- ・当補助金は事業実施後にお支払いいたします。事業実施前のお支払には対応しておりませんのでご了承ください。

2 事業の実施について

(1) 共通事項

- ・実績報告にて活動中の写真を求めますので、事業の実施中は活動の様子が確認できる写真を撮影してください。
- ・また、対象経費の根拠書類として、宿泊先の領収書の写しが必要となりますので、宿泊時に「団体名宛」の領収書を取得し、保管してください。
- ・なお、事業の内容(軽微なものを除く)や補助申請額に変更が生じた場合は、あらかじめ今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金事業変更承認申請書(別記様式第5号)を提出してください。

(2) 企業訪問を実施した団体のみ

- ・補助上限額の増額対象となる企業訪問を実施する際は、企業等訪問証明書(別記様式第8号)を持参の上、企業の担当者に必要事項の記入および押印を求めてください。

3 事業終了後について

- ・事業が終了しましたら、速やかに以下の書類を提出してください。

(提出書類)

- ・今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金実績報告書（別記様式第7号）
- ・合宿等宿泊者名簿
- ・合宿等行程表

・宿泊先の領収書の写し

・活動写真

・今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金請求書（別記様式第10号）

・その他市長が必要と認める書類（アンケート）

※企業等への訪問を行った場合

・企業等訪問証明書（別記様式第8号）

- ・内容を審査し事務処理が完了した際は、速やかに今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）にて通知（郵送）するとともに、請求書にご記入いただいた該当口座に補助金を振込いたします。

その他ご不明な点がございましたら、ご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

(問合せ先)

今治市市民が真ん中課

TEL：0898-36-1503

E-mail：simingamannaka@imabari-city.jp

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1

今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金 Q&A

1. 対象事業の要件について

Q: どのような活動が補助の対象となりますか？

A: 今治市内の宿泊施設に宿泊し、**今治市のまちづくりに資する**ことを目的とした大学ゼミ合宿やフィールドワークが対象となります。具体例としては、過疎地域における地域振興を目的としたフィールド調査、今治市の地場産業に関する工場見学やインタビュー調査、農水産物の育成や保全に関する実践演習などです。シンポジウムや講演会への参加のみであれば、対象にはなりません。

Q: 補助の対象となるための宿泊人数は何人以上ですか？

A: 引率の教員等を含め、**5人以上**が要件です。

Q: 市外の宿泊施設を利用する場合でも補助の対象になりますか？

A: 大学ゼミ合宿等が**市内の宿泊施設に宿泊する**ことが要件です。ここでいう市内宿泊施設とは、旅館業法第3条に定められた許可を受けている市内の宿泊施設、または住宅宿泊事業法第3条に定められた届出を行っている市内の宿泊施設を指します。

Q: いわゆる「ネットカフェ」「マンガ喫茶」を利用する場合でも補助の対象になりますか？

A: 当該施設が旅館業法第3条に定められた許可を受けていない場合、または住宅宿泊事業法第3条に定められた届出を行っていない場合は対象となりません。

Q: 事前に相談は必要ですか？

A: 合宿等の日程・宿泊先が決まりましたら、事前にメールまたは電話にて申請の可否等についてご相談ください。

Q: 申請書の提出期限はありますか？

A: 申請書は合宿等の実施**14日前まで**にご提出ください。

Q: 補助金は先着順ですか？

A: 当補助金は**先着順**となります。

2. 対象者について

Q: どのような団体が補助金の交付対象となりますか？

A: 補助金の交付対象となるのは、**教員等が引率する団体**です。ここでいう大学等とは、学校教育法の規定に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。）をいいます。また、団体についてはゼミ等の**任意の団体**も対象となります。

Q: 教員や研究員のみの団体でも申請できますか？

A: 本事業は学生の学びの場を提供することが目的のため、教員や研究員のみに構成される団体は**対象としておりません**。

3. 補助対象経費について

Q: どのような費用が補助の対象となりますか？

A: 補助の対象となる経費は、**宿泊費**です。

Q: 補助金の額はどのように計算されますか？

A: 補助金の額は、対象経費である宿泊費に**2分の1**を乗じて得た額となります。ただし、1人1泊あたり**3,000円**が上限となります。

Q: 企業訪問を行う場合、補助上限額は変わりますか？

A: 合宿等の実施中に今治市内に事業所を有し、**申請年度中に求人を行っている企業等への訪問**を行う場合は、1人1泊あたり**5,000円**が上限となります。求人については、原則ハローワークの求人情報検索にて確認されますが、民間の求人情報サイトのみに掲載されている場合は、別途ご相談ください。

Q: 1団体あたりの補助金の上限額はありますか？

A: 1団体に対する補助金は、1会計年度あたり**100,000円**が限度額です。なお、同大学内で複数の団体から申請することは可能です。

Q: 補助金はいつ支払われますか？

A: 当補助金は**事業実施後**にお支払いいたします。事業実施前のお支払いには対応しておりませんのでご了承ください。

4. 不交付になる理由について

Q: どのような場合に補助金が交付されませんか？

A: 次のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

- ・ 国又は地方公共団体が主催又は共催するもの（他の補助金が重複して交付されないものを除く）。
- ・ 大学ゼミ合宿等に教員等の引率がないもの。
- ・ 大学ゼミ合宿等における宿泊人数が5人未満のもの。
- ・ 上記以外に、市長が適当でないと認めるもの。

Q: 他の補助金と重複して申請できますか？

A: 国又は地方公共団体が主催又は共催するものであっても、他の補助金が重複して交付されないものであれば、補助対象となる可能性があります。詳細については事前にご確認ください。

5. 交付申請について

Q: 補助金の交付申請に必要な書類は何ですか？

A: 補助金の交付を受けようとする者は、今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、以下の書類を添えて提出する必要があります。

- ・ 今治市大学ゼミ合宿等支援事業実施計画書（様式第2号）
- ・ 合宿等参加者予定名簿
- ・ 合宿等予定行程表
- ・ その他市長が必要と認める書類

Q: 申請書の様式はどこで入手できますか？

A: 申請から請求までの書類は[今治市ホームページ](#)よりダウンロードすることができます。

6. 計画の変更について

Q: 申請した計画内容を変更したい場合はどうすればよいですか？

A: 補助金の交付決定を受けた後、軽微な変更を除く事業内容の変更や補助金額の変更をしようとするときは、あらかじめ「今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金事業変更承認申請書（別記様式第5号）」を今治市に提出してください。

Q: やむを得ず事業を中止する場合はどうすればよいですか？

A: やむを得ない事情により補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ「今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第 6 号）」を今治市に提出しなければなりません。

Q: 軽微な変更とはどのような場合のことを言うのですか？

A: 例えば、地域の実態調査を行うため、ヒアリング予定だった場所や人物に変更のあった場合など、事業内容に変更の生じない調査方法や行程の変更は、軽微な変更として認められます。詳しくは別途ご相談ください。

7. 事業実績報告について

Q: 事業が完了したら、どのような手続きが必要ですか？

A: 事業が完了したときは、「今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金実績報告書（別記様式第 7 号）」に、以下の書類を添えて今治市に提出する必要があります。

- ・ 合宿等宿泊者名簿
- ・ 合宿等行程表
- ・ 企業等訪問証明書（別記様式第 8 号）（企業訪問を実施した場合）
- ・ 宿泊先の領収書の写し（団体名宛）
- ・ 活動写真（活動の様子が確認できるもの）
- ・ その他市長が必要と認める書類（アンケート）

Q: 企業等訪問証明はなぜ提出が必要となるのですか？

A: 学生による訪問に関する問い合わせを行う場合があること、また本事業の効果検証を行うことが目的です。

8. 補助金の請求について

Q: 補助金はどのように請求するのですか？

A: 実績報告に係る書類を提出し、今治市から補助金の額の確定の通知を受けた後、「今治市大学ゼミ合宿等支援事業補助金請求書（別記様式第 10 号）」により今治市に補助金の請求を行う必要があります。